

議案第97号

宝塚市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

宝塚市障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(委員の定数)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する宝塚市障害支援区分認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、<u>30人</u>とする。</p>	<p>(委員の定数)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条の規定により設置する宝塚市障害支援区分認定審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、<u>35人</u>とする。</p>